

衛研ニュース

創刊号!

川崎市衛生研究所

平成 22 年 4 月発行

ようこそ(ウェルカム)川崎市衛生研究所へ

【衛研ニュース創刊ごあいさつ】

川崎市衛生研究所は、市民の公衆衛生の向上と増進に寄与する目的で、「地方衛生研究所設置要綱」*1に基づいて昭和27年(当時は衛生試験所)に設置されました。以来半世紀以上にわたり、「市民の安全で安心できる生活環境の確保と健康の保護」のため、健康や公



衆衛生にかかわる試験検査、調査研究、研修指導及び情報の解析と提供を行い、地域及び広域における健康危機管理の科学的・技術的中核機関として、川崎市の保健衛生行政の一翼を担っています。

昨年4月には、新型インフルエンザ(H1N1)が発生し、本市も対策本部を設置し対応して参りました。当所におきましても24時間体制で新型インフルエンザウイルスの遺伝子確定検査を迅速かつ正確に行い、いち早く患者を確定し感染拡大防止に寄与するなど、本市の中核となる検査・研究機関として新型インフルエンザ対策を行っています。

現在、市民の健康を取巻く環境は、新型インフルエンザ(H1N1)ばかりではなく、高病原性 島インフルエンザ(H5N1)等新興感染症の発生が危惧されるとともに、麻疹や結核等の再興感 染症の患者も確認されています。また、O157、ノロウイルスや自然毒等の食中毒も依然として 発生しています。更に、輸入冷凍食品への農薬(メタミドホス)混入、乳製品等への化学物質(メ ラミン)の混入や食品の偽装表示等が市民の「食の安全・安心」に対する信頼を大きく揺るがして います。

市民の皆様が安全で安心できる生活環境の確保と健康の保護に向けて、今後も衛生研究所は検査・研究業務を行うとともに、これらの健康に関する諸問題の理解のお役にたてればと、「衛研ニュース創刊号」を発行しましたので、御一読をお願いします。

川崎市衛生研究所長

*1用語解説;「地方衛生研究所設置要綱」とは

「地方庁試験研究機関の整備について」(昭和23年4月7日発予第20号厚生省予防局長、医務局長、公衆保健局長通知)により示された要綱で、戦後の衛生部局再編に伴い、衛生に関する試験検査研究機関の所掌業務や組織などが示されています。その後、何度か改正され、現在は地域保健法の制定を受け、調査研究、研修指導、公衆衛生情報等の収集・解析・提供など、衛生行政の科学的かつ技術的中核機関としての様々な役割が書かれています。





創刊号では、衛生研究所のウイルス検査を紹介します。

新型インフルエンザの状況について

昨年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ。川崎市でも5月20日に第1例が確認されて以来、瞬く間に広がりました。衛生研究所では流行初期に24時間体制で検査を行い、最初はPCR法*2という遺伝子検査により約6時間で結果を報告していました。現在では定点サーベイランス及び重症患者検体について、主に細胞培養によるウイルス分離検査を行っています。21年度は902件の検体が搬入され、669件が新型インフルエンザ陽性でした。また、新型インフルエンザのタミフル耐性遺伝子も調査していますが、今のところ川崎市では検出されていません。現在ではほとんど流行していない状況ですが、インフルエンザウイルスは変異しやすく、今後も注意が必要です。

新型インフルエンザウイルスの検査と必要な検査機器

【PCR 法*2について】

PCR 法ではサーマルサイクラーという温度を調節する機械を用いて遺伝子を増幅させます。その反応には特殊な酵素と新型インフルエンザに特異的な遺伝子の鋳型を使用して検査を行います。

現在では、より早く判定することができるリアルタイム PCR 法で実施しており、反応開始から約3時間で結果を見ることができます。



PCR 法の前処理中です。

サーマルサイクラーを使用しています。



『編集者から・・・・』

新型インフルエンザの流行が収まりとりあえず一段落。でも、インフルエンザには 新型インフルエンザ以外に A ソ連型、A 香港型そして B 型もあります。 これからどのような型が流行するのか心配です。

発行元 川崎市衛生研究所

〒210-0834 川崎市川崎区大島5-13-10

電話 044-244-4985 FAX 044-246-2606

メールアドレス 35eiken@city.kawasaki.jp

HPアドレス http://www.city.kawasaki.jp/35/35eiken/main.html

